

# 安保関連法運用で日本の安全を守れ

シリーズ

日本が危ない！

日本の安全保障体制を大きく変える安全保障関連法が3月29日、施行された。集団的自衛権を限定的に容認する内容で、日米関係の強化にも大きく貢献した。だが、首相、安倍晋三は、昨年の通常国会で苦勞して法案を成立させたはずなのに、同法を運用するための自衛隊の部隊行動基準 (ROE) 改定や、米軍に弾薬などを提供するための日米物品役務相互提供協定 (ACSA) の改定を先送りしている。夏の参院選、あるいは衆参同日選で、野党側が「反安保」でまとまり、世論の一部を巻き込んで盛り上がるのを懸念し、一連の手続きを選挙後へと遅らせているのだ。政局優先で日本の安全は守れるのか。

## 米の「安保ただ乗り」緩和 従来安保法制の隙間埋める

「日本が攻撃を受ければ、米国は即日本を助けに行かねばならない。しかし米国が攻撃を受けなくても、日本はわれわれを助ける必要はない。これは公平か？」

11月の米大統領選に向けた共和党の候

| 新たな安全保障関連法の構成             |                                                |
|---------------------------|------------------------------------------------|
| 平和な安全法運用法(10の運用法を2つ)      |                                                |
| ●自衛隊法                     | 在外邦人救出で武器使用基準を緩和、レーダー監視で外国軍防護を可能に              |
| ●周辺事態法                    | 周辺事態を「重要影響事態」と変更し、他国軍への後方支援に地理的制限がないことを明確化     |
| →「重要影響事態法」に名称変更           |                                                |
| ●船舶検査活動法                  | 重要影響事態などの場合、日本周辺以外でも船舶検査を実施可能に                 |
| ●国連平和維持活動 (PKO) 協定法       | 治安維持や駆け付け警護など任務を拡大し、武器使用基準を緩和、PKO以外の人道復興支援にも参加 |
| ●武力攻撃事態法                  | 集団的自衛権を行使する「存立危機事態」の定義や手続きを規定                  |
| ●米軍行動関連運用法                | 武力攻撃事態や存立危機事態での支援対象を米軍以外にも拡大                   |
| →「米軍等行動関連運用法」に名称変更        |                                                |
| ●特定公設施設利用法                | 武力攻撃事態での港湾・飛行場などの海上輸送規制を実施可能に                  |
| ●海上輸送規制法                  | 存立危機事態でも外国の武器などの海上輸送規制を実施可能に                   |
| ●捕虜取り扱い法                  | 捕虜の取り扱いについて、存立危機事態での適用を追加                      |
| ●国家安全保障会議 (NSC) 設置法       | 存立危機事態や重要影響事態の認定など審議事項を追加                      |
| 国際平和と支援法                  |                                                |
| 国際平和のために活動する他国軍を後方支援する恒久法 |                                                |

補者を選び、先頭を走る実業家ドナルド・トランプは、日米同盟の「片務性」批判を展開している。トランプは日本政府による在日駐留米軍負担 (思いやり予算) の増額を求め、「飲まないなら沖縄から撤退すればいい」とまで言い切っている。安保関連法の作成を主導した自民党副総裁、高村正彦は、トランプの妄言を聞き「米国民から日本が泥棒ネコのようにみられる『安保ただ乗り論』の実態を、ようやく多くの日本人が気づいたのではないか」との感想をもらした。

日本を守る米軍が危機にさらされても自衛隊は守ることができない。財政難に悩む米国が「世界の警察官」を止めようとしているとき、安保関連法は日本防衛のための自衛隊の役割を増やし、米国の一部が抱く不公平感を和らげる狙いがあった。

安保関連法を簡単にさらすといふと、日本が武力攻撃を受けた場合、「武力攻撃事態」として自衛隊が行動するが、従来の法制では日本が直接攻撃を受けた場合の個別自衛権しか認められて来なかった。安保関連法は、米国など「密接な関係にある他国」が攻撃され、「日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由が根底から覆さる明白な

危険がある」などの要件を満たせば、政府は「存立危機事態」を認定し、集団的自衛権による武力行使を可能とする。北朝鮮有事の際、弾道ミサイル防衛にあたる米艦を自衛隊が守ることも可能になった。

また、放置すれば日本への直接の武力攻撃に発展する恐れがある場合を「重要影響事態」と定義し、事態に対処する米軍などへの後方支援も可能とした。「周辺事態法」から支援メニューを拡大し、弾薬の提供や発進準備中の戦闘機への給油などもできるようにした。

安保関連法はこのほかにも、国連平和維持活動 (PKO) に派遣された自衛隊が、武装勢力に襲われた他国部隊などを救助する「駆けつけ警護」▽在外邦人が危険にさらされた場合、自衛隊が武装集団などを排除する「任務遂行型の武器使用」を認める一など、従来の安保法制の隙間を可能な限り埋める工夫もなされた。

## 日米関係深化・東アジア緊迫 米軍を自衛隊支援…正しい選択

外務省幹部は「安保関連法の成立は、日米同盟の深化に確実につながった」と強調する。この幹部が例として挙げるのが、安倍の訪露をめぐる米大統領、バラク・オバマとのやりとりだ。

安倍は5月、ロシア大統領のウラジミール・プーチンとソチで会談する予定だが、ウクライナ問題などでプーチンと対立しているオバマは5月の伊勢志摩サミット前の会談に反対している。

オバマは2月9日の日米電話首脳会談で訪露をサミット後に延期するように求めた。安倍は「日露に (北方領土問題など) 懸案があるのだから、行かせてもらう」と正面から断った。先の外務省幹部は「オバマは『できることなら…』といったやわらかい言葉を使い、首相が要請を断った後は深追いつてこなかった。安保関連法成立で日米同盟が強固になり、米側には以前のような頭ごなしの態度が消えた」と語る。

緊迫する東アジア情勢をみれば、安保関連法を成立させ、日米同盟の強化につなげた選択は正しかった。中国は尖閣諸島 (沖縄県石垣市) で領海侵犯を繰り返して、東シナ海の日中間線付近ではガス田整備を推進。他国と領有権を争う南シナ海のスプラトリー (南沙) 諸島では、人工島埋め立てを強行し、軍事要塞化を進めている。中国の2014年の国防費は、記録が残る26年前とくらべ約40倍に膨らんでおり、強大な軍事力を背景に覇権主義的な海洋進出の動きを強めている。

朝鮮半島情勢は緊迫の一途をたどっている。北朝鮮は1月6日に「水爆」と称する核実験を強行し、2月7日には事実上の長距離弾道ミサイルを発射。さらに短距離弾道ミサイルを3月10日に2発、18日に1発飛ばした。短距離ミサイルは500〜800キロ飛行にとどまったが、防衛省幹部は「飛行距離こそ短いものの、ミサイルはか



※写真＝整備訓練を行う南スーダン派遣施設隊の隊員。現在は自衛のためにのみ武器使用が認められている (提供：統合幕僚監部)

なりの高度まで上昇して落下した。弾道ミサイルが一度宇宙空間に出た後、大気圏の再突入に耐えられるか、詳細な実験を行っている可能性が高い」と分析する。

核兵器開発を着々と進める第1書記、金正恩のもとでは、偶発的な紛争が起こる可能性も否定できない。米国は北朝鮮のミサイル攻撃に対応するため、3月に最新鋭イージス艦「バリー」を米海軍横須賀基地に追加配備。BMD (弾道ミサイル防衛) 対応の艦船を7隻体制に拡充するなど防衛力強化に努めている。安保関連法は、万の際に日本海などに展開する米イージス艦を自衛隊が支援するためには、不可欠な法律といえる。

## 参院選影響恐れ運用準備停滞 PKO 新任務 12 月までずれ込み

しかし、安倍があれだけ執念を燃やしたにもかかわらず、安保関連法を運用するための準備は整っていない。現場の自衛隊員が特にいらだっているのが、同法に基づくROE改定の遅れだ。ROEは自衛隊による武器使用の判断基準や手続きなどを細かく定めたマニュアルで、隊員は平時の訓練もROEに基づいて行う。隊員が安保法に基づく新たな任務を行うためには、早期にROEを改定し、これに基づく訓練を重ねる必要がある。政府は当初、昨年末までにROEを改定する予定だったが、「官邸側から『夏の参院選後まで改定を控えるように』と指示が来た」(防衛省関係者) というのだ。

改定ROEがなければ、建前上安保関連法の新任務に関する訓練は行えない。自民党の防衛族議員は「PKO派遣部隊による『駆けつけ警護』などの訓練をこっそり行い、対外的には『別目的の訓練』と装っている」と内幕を語るが、これでは法施行

後も十分な任務遂行ができない。

改定遅れに伴い、安保法に基づく初任務となる南スーダンのPKO部隊への新任務付与は、「訓練に最低6カ月必要」(自衛隊関係者) との事情もあり、早くとも12月までずれ込む見通しだ。南スーダンでは2012年から自衛隊のPKO部隊が活躍しているが、最近では国連施設の建物建設などの仕事が多い。現地では「隊員にも『自衛隊として来た意味があるのか』と不満が募っている」(防衛省幹部) という。

## ACSA 改定締結も先送り 中国、安保法制機能を偵察

さらに、安保関連法成立に基づき、自衛隊と米軍が燃料や弾丸を融通し合う日米ACSAの改定案締結手続きも、事実上凍結状態に陥っている。当初、政府は6月1日に会期末を迎える今国会中に改定案を提出し、国会承認を得る予定だったが、これも官邸の意向が働き、夏の参院選以降に先送りとなったという。現行の協定では、日米が物品を提供できるのは、共同訓練▽PKO活動▽北朝鮮有事を想定した「周辺事態」▽国際的な大規模災害▽日本が直接攻撃を受ける「武力攻撃事態等」に限られている。安保関連法では、日米の新たな協力分野として、集団的自衛権を行使できる「存立危機事態」や、平時の情報収集・警戒監視活動などが定められた。日米両政府はこれらをACSAに反映するため、改定作業を進めていた。

官邸筋は「ACSA改定案が国会で審議されれば、野党の猛攻撃を受けるのは必至。参院選前に、昨年の安保国会のような騒動は避けたい」と先送りの狙いを語る。しかし、安保法の肝の一つでもある日米の新たな物品融通システムが機能しないとすれば、せっかく好転した米日との信頼関係に傷をつけかねない。

安倍は衆参同日選を視野に入れている。今の官邸は、世論の反発を浴びかねない懸案を先送りしたり、妥協する姿勢が目立つ。安保法も施行後十分機能しない空白期間が続くのなら、まさに「絵に描いた餅」となりかねない。

こうした事態を最も喜ぶのは誰か。中国海軍は日本の安保法制が現実的かどうか機能しているのかを潜水艦をたびたび日本近海に侵入させ、海上自衛隊などの出方を調べているという。2月15日には、海上自衛隊のP3C哨戒機と護衛艦「あさぎり」が、長崎県対馬の南東海上 (日本の接続水域) を中国海軍とみられる潜没潜水艦が航行している様子をつかえた。中国の潜没潜水艦は、これまで沖繩近海で発見されるケースが多かったが対馬近くでの活動を誇示したことに、防衛省関係者は「現状の法体系で日本側がどれだけ動けるか探らねば」と唇をかむ。

政局を優先するあまり、せっかく手に入れた宝刀を使うこともないまま錆びつかせるならば本末転倒だ。(敬称略)



※写真＝海上を低高度で飛行する海上自衛隊のP-3C哨戒機。去る2月には「潜没潜水艦」を探知した。(提供：海上自衛隊)